



2024年9月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

<u>1</u>	契約解除によって発生した補償費用が控除対象となることについて、ビンズオン省税務局は2024年7月25日付けでオフィシャルレター・第20507/CTBDU-TTHT号を発行した。	CIT
<u>2</u>	ハノイ市税務局は、2024年7月4日付けで、顧客との協力交流のためのゴルフ費用に関する税政策についてのオフィシャルレター・第39488/CTHN-TTHT号を発行した。	PIT
<u>3</u>	2024年8月1日付、ビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第21458/CTBDU-TTHT号は、試用期間中の従業員の個人所得税の義務について以下のように述べている。	PIT
<u>4</u>	2024年8月7日付、ビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第21956/CTBDU-TTHT号は、海外で強制加入する保険項目に関するベトナムでの控除証明書類について述べている。	PIT

内容

<u>5</u>	2024年5月9日付、ロンアン省税務局発行のオフィシャルレター・第2231/CTLAN-TTHT号は、非課税地域外で倉庫を借りる加工企業に対する付加価値税（VAT）税率10%について述べている。	VAT
<u>6</u>	2024年7月24日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第42509/CTHN-TTHT号は、陸上貨物輸送サービスに対する外国契約者税（「NTNN」）について以下のように述べている。	FCT
<u>7</u>	2024年8月15日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第3602/TCT-CS号は、親会社への借入金金の支払いに対する外国契約者税（NTNN）について述べている。	FCT
<u>8</u>	2024年6月29日、第15期国会第7回会議で、社会保険法第41号（2024/QH15）が可決された。この法律は2025年7月1日から施行される。	LB

1 契約解除による補償費用は控除可能

契約解除によって発生した補償費用が控除対象となることについて、ビンズオン省税務局は2024年7月25日付けでオフィシャルレター・第20507/CTBDU-TTHT号を発行した。

売買契約に基づく双方の合意によって契約解除をして発生した補償費用は、企業が法人税（TNDN）を計算する際の控除対象として考慮される場合がある。それによると、これらの費用には、顧客への支払いに関する十分な証跡書類と、顧客によって作成された入金証明書が必要である。

2 ゴルフ費用に対する個人所得税税政策

ハノイ市税務局は、2024年7月4日付けで、顧客との協力交流のためのゴルフ費用に関する税政策についてのオフィシャルレター・第39488/CTHN-TTHT号を発行した。以下の通り。

会社名義で発行された請求書：ゴルフ費用に関する各書類および請求書がすべて会社名義の場合、その費用は従業員が受け取る所得とは見なされないため、個人所得税（TNCN）の課税所得には計算されない。

個人名義のゴルフカード：ゴルフカードが会社の人事として代表者の名前で発行されている場合、その費用は参加した個人の個人所得税（TNCN）課税所得に計算される。

3 試用期間中の個人所得税

2024年8月1日付、ビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第21458/CTBDU-TTHT号は、試用期間中の従業員の個人所得税の義務について以下のように述べている。試用期間後に労働契約を締結した場合：もし会社が試用期間終了後、三（3）か月以上の労働契約を従業員と締結した場合、会社は従業員の所得に対して累進課税税率表に基づき個人所得税を源泉徴収する義務がある。これには、試用期間中の所得も含まれ、従業員への所得支払いの前に行う必要がある。

試用期間後に労働契約を締結しない場合：もし会社が試用期間終了後に従業員と労働契約を締結しない場合、会社は試用期間中の従業員の所得に対して、2百万ドン以上の支払いがある際に10%の個人所得税を源泉徴収する必要がある。

3 試用期間中の個人所得税

低所得に対する個人所得税の税率: 年末の決算時に、扶養控除を適用した後の納税者の課税所得が納税額を下回り、かつ唯一の所得が**10%**の源泉徴収対象になる場合、納税者は会社に「誓約書」（様式番号**02/CK-TNCN**）を提出することができる。納税者の誓約書に基づき、会社は納税者への所得支払い時に**10%**の個人所得税を一時的に源泉徴収しないことができる。納税者は、自らの誓約内容に対して法的責任を負い、誓約時に税コードを持っていなければならない。不正が発覚した場合、税管理法の規定に基づいて処罰される。

4 海外の強制加入保険項目に関するベトナムでの控除証明書類

2024年8月7日付、ビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第21956/CTBDU-TTHT号は、海外で強制加入する保険項目に関するベトナムでの控除証明書類について述べている。以下の通り。

企業内転勤でベトナムで働くために派遣された外国人従業員がいる企業の場合、該当国の法律に従って強制加入した保険料を支払った場合、ベトナムで控除できる保険に関する証明書類は以下の通り。

- 保険機関からの入金証明書のコピー、または
- 従業員に代わって組織が納めた保険料及び控除された金額に関する収入支払い機関の確認書。

4 海外の強制加入保険項目に関するベトナムでの控除証明書類

これらの書類は、2013年8月15日付、財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第9条2項および2021年9月29日付の通達・第80/2021/TT-BTC号第85条の規定を遵守しなければならない。

5 非課税地域外で倉庫を借りる加工企業に対する付加価値税（VAT）10%

2024年5月9日付、ロンアン省税務局発行のオフィシャルレター・第2231/CTLAN-TTHT号は、非課税地域外で倉庫を借りる加工企業に対する付加価値税（VAT）税率10%について述べている。

加工企業が原材料や製品を保管するために工場を借りる場合、しかしその工場の賃貸サービスが非課税地域外で実施され、消費される場合は、2013年の財務省の通達・第219/2013/TT-BTC号第9条に基づき、0%の付加価値税（VAT）の適用対象にはならない。そのため、規定により10%の付加価値税が適用される。

6 陸上貨物輸送サービスに対する外国契約者税

2024年7月24日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第42509/CTHN-TTHT号は、陸上貨物輸送サービスに対する外国契約者税（「NTNN」）について以下のように述べている。

ベトナムの法人や個人との契約、合意、または誓約に基づいて陸上貨物輸送サービスを提供、ベトナムで発生する収入は外国契約者税（NTNN）を納税しなければならない対象となる。税率は以下の通り。

- 法人税（TNDN）2%
- 課税売上に対して3%の付加価値税（VAT）

ただし、提供される輸送サービスが国際輸送に該当する場合、付加価値税は0%が適用される。

外国請負業者が提供し、ベトナム国外で提供、消費されるサービスから得た収入は、外国契約者税（NTNN）の対象にはならない。

7 親会社への借入金利支払いに対する外国契約者税

2024年8月15日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第3602/TCT-CS号は、親会社への借入金利の支払いに対する外国契約者税（NTNN）について述べている。

ベトナムの企業が海外の親会社と長期借入契約を結び、元本と利息を10年後に一括返済することが規定されている場合、規定により親会社はベトナムにおいて借入金利から得られる収入に対する外国契約者税（NTNN）の適用対象となる。

親会社が借入金利の債務を免除し、ベトナムの企業が親会社に対して借入金利の支払いを行わない場合、その企業は親会社に代わって外国契約者税を申告、納付する必要はない。

しかし、毎年前倒しで計上される借入金利費用は、免除された金利に応じて、その他の収入に組み込まれ、法人税（TNDN）の課税所得を算定するために決算されなければならない。

8 社会保険法第41号（2024/QH15）

2024年6月29日、第15期国会第7回会議で、社会保険法第41号（2024/QH15）が可決された。この法律は2025年7月1日から施行される。

具体的には、2024年の社会保険法には以下の14の重要な新しいポイントがある。

- **多層的な社会保険制度を形成するための厚生年金補助の追加**：年金がない高齢者や毎月の社会保険補助を受けている人に対して、厚生年金の受給年齢を**75歳**に引き下げる（現行は**80歳**）。貧困層や準貧困層の人々は、**70歳以上75歳未満**で厚生年金を受け取ることができる。

8 社会保険法第41号（2024/QH15）

- **厚生年金と基礎社会保険の連携を強化するための規定の追加**：年金受給年齢に達していないが、年金を受け取るための納付期間が不十分（15年未満の納付）であり、厚生年金の受給年齢にも達していない（75歳未満）の場合、一次的な社会保険を受け取っておらず、納付の留保をしておらず、且つ希望により、自らの納付金から毎月の補助を受けることができる。毎月の補助を受けている間、国家予算から健康保険料が支払われる。
- **加入対象の拡大**：2024年の社会保険法では、登録された事業を持つ事業主や、地方自治体や村、町レベルにおいて専従ではないが活動をする人々、パートタイムで働く労働者、報酬を受け取らない企業経営者や協同組合の管理者を対象に、社会保険に強制的に加入し、すべての社会保険制度を十分に享受できるように加入対象を拡大することが規定されている。

8 社会保険法第41号 (2024/QH15)

- **村レベルで専従でない活動を行う人々に対する病気休暇および産休制度の権利の追加**：2024年の社会保険法では、専従でない活動を行う人々が、現行法では年金と遺族年金の2つの制度しか受けられなかったのに替わり、病気休暇および産休制度を受ける権利を正式に追加した。
- **任意社会保険政策に産休制度を追加**：任意で社会保険に加入し規定の条件を満たす人は、新生児1人あたり2百万ドルの出産手当金を受けることができる。この手当は国家予算によって保証され、労働者は現行の規定に追加で負担をする必要はない。
- **社会保険に最低15年加入すれば年金を受け取れる**：2024年の社会保険法では、年金を受け取るための最低加入年数の条件が20年から15年に引き下げられ、社会保険に加入する人々の年金受給の機会が増える。

8 社会保険法第41号（2024/QH15）

- **労働者に年金受給のための納付期間の留保を促進し、一回での受給を避ける**：社会保険の加入を終了した労働者は、以下のいずれかの条件に該当する場合、一回でお金を受け取ることができる：年金を受け取る年齢に達したが、納付が**15年未**満；海外で定住する場合；がん、麻痺、肝硬変、重度の結核、エイズなどの病気にかかっている人；労働能力の低下が**81%**以上である場合；特別重度な障害を持つ人；**2025年7月1日**以前に社会保険に加入していた労働者で、**12ヶ月**後に社会保険の強制加入対象ではなくなっており、任意保険にも加入しておらず、納付が**20年未**満である場合。

8 社会保険法第41号 (2024/QH15)

労働者が一回でお金を受け取らず、納付期間を留保して引き続き加入する場合、以下のようなより高い権利を享受する機会を得る：(i) 引き続き加入すると、より高い給付額を受け取る制度が適用される；(ii) 年金を受け取る条件がより容易になる；(iii) 年金を受け取っている期間は社会保険基金が健康保険料を支払う；(iv) 年金を受け取る条件を満たさず、厚生年金の受給年齢にも達していない場合、毎月の補助を受け取ることができる；(v) 毎月の補助を受けている期間は国家予算から健康保険料が支払われる。

8 社会保険法第41号（2024/QH15）

- **海外で働くベトナム人労働者とベトナムに来る外国人労働者の社会保険加入と権利の保障**：2024年の社会保険法では、海外で働くベトナム人労働者とベトナムで働く外国人労働者に対する社会保険への加入と権利をより良く保障するため、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に基づいて、ベトナム国内および海外での労働者の社会保険加入期間が社会保険制度を受け入れる条件として考慮されることを補足で規定している。
- **社会保険基金の投資効率の向上**：2024年の社会保険法では、社会保険基金の投資効率を向上させるため、社会保険基金の管理を強化し、使用効率を高めるために、基金の投資項目と投資方法を拡大することが規定されている。

8 社会保険法第41号（2024/QH15）

- **追加の年金保険に関する規定の追加**：2024年の社会保険法では、追加の年金保険に関する章が1つ追加され、対象、原則、追加年金保険基金、追加年金保険に対する国家政策が規定されている。これにより雇用者と労働者は、より高い額の年金を受け取るために加入、納付する選択肢が増える。
- **「基準額」に替わる「参照額」の具体的な規定**：法律では「参照額」を社会保険の納付額や社会保険の制度の受取額の一部を算定するために使用することが規定されている。基準額が破棄されるまでの間、参照額は基準額のことである。
- **社会保険の徴収、納付管理に関する明確な規定**：法律の遵守性を強化し、労働者の権利と合法的な利益を保護するために、社会保険の徴収、納付管理に関する章を設け、納付の遅延行為や社会保険の未納行為に対する処理を強固に明確にすることが規定されている。

8 社会保険法第41号（2024/QH15）

- **社会保険分野における電子取引規定**：2024年の社会保険法では、加入者や社会保険の権利を享受する人々に便利な条件を提供するため、社会保険分野における電子取引の規定を追加し、社会保険の実施に関する書類や手続きの調整、削減、簡素化を図っている。
- **社会保険制度の規定を実用性に合うように修正、補足し、労働者の権利をより良く保障する**：社会保険法・第41/2024/QH15号は、実際に検証された適切な現行の規定を継承、発展させ、まだ適切でない規定を修正し、長期、実現可能性、持続可能性を確保した法制度の同期化と一元化を保証している。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2024年9月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

